## みどり市市民講座運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、みどり市公民館主催の市民講座実施に当たり、地域住民を中心とした市民の学習要求に幅広く応えるために、地域毎にみどり市市民講座運営委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(事業内容)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。
  - (1) 市民講座の企画、立案及び講座の実施。
  - (2) 市民講座を推進するための周知活動。
  - (3) 市民の学習要求に応えるための調査・研究。

(組織構成)

- 第3条 委員会は、公民館の事業や活動を理解し、地域住民を中心に市内在勤在住者のうち広範な学習意欲をもった、20名以内の委員をもって構成する。
- 2 委員会内に役員会及び部会を設けることが出来る。

(役員構成と任期)

- 第4条 委員会には、委員長、副委員長を置く。また、正副部長を置くことが出来る。
  - (1) 委員長、副委員長及び正副部長は、委員の互選により定める。
  - (2) 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
  - (3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
  - (4) 部長は企画調査担当と広報担当によって構成し、その実施と運営に当たる。
  - (5) 副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 2 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会 議)

第5条 委員会及び役員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(部会等)

- 第6条 第2条に規定する個別事項の実施と調査検討するため、必要に応じて部会 を開催する。
  - (1) 部会は、所属部員を担当部長が招集し、その運営に当たる。
  - (2) 委員は、いずれかの担当部会に所属する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項はみどり市教育委員会と協議し、 公民館長が定める。

附則

この要項は、平成 18 年 5 月 10 日から施行する。 附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。